

「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知 について

当会ホームページ（令和7年12月1日付）にて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が令和7年5月14日に公布され、令和8年1月1日以降に随時施行される旨、お知らせしたところです。

今般、厚生労働省より、改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が令和8年2月10日に公表され、同年4月1日から適用される旨、連絡がありましたのでお知らせします。

■厚生労働省ホームページ

- ・「高年齢者の労働災害防止のための指針」について（公示）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00010.html

■関連資料

- ・中央労働災害防止協会「エイジアクション100（改訂版）」（2021年3月）

https://www.jisha.or.jp/Portals/0/resources/research/pdf/202103_01.pdf